

記入例

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

捨印

捨印

令和〇年〇月〇日

宇佐市 〇〇〇〇 会長

コピーではなく
原本を
2部作成！！

譲渡人・譲受人がそれぞれ複数のときは、「代表者〇〇外△名」のように記入し、別紙様式1に申請者全員の氏名・住所（土地の所在等）を記入し、それぞれ押印してください。
また申請書と別紙の合わせ目にも押印してください。

譲受人 氏名 大分 一郎
(電話番号 32-1111)

譲渡人 氏名 宇佐 太郎
(電話番号 33-0000)

農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	住所	職業									
	譲受人	大分 一郎	宇佐市大字上田1030番地	会社員									
	譲渡人	宇佐 太郎	宇佐市大字四日市123番地の45	農業									
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目	面積 (㎡)	利用状況	10a 当たり普通収穫高	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 権利の種類 権利者の氏名又は名称	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別					
	宇佐市大字上田字中道	678番9	田	200				その他の区域					
	宇佐市大字上田字中道	678番10	田	100				その他の区域					
	以下余白												
	計	300 ㎡ (田 300 ㎡、畑)											
3 転用計画	(1) 転用の目的	一般住宅用地 (2) 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細 自己住宅建築のため											
	(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間	年 月 日、許可の日から 年間、永久											
	(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期 (着工 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで)			第2期 (着工 年 月 日から 年 月 日まで)			合計				
			名称	棟数	建築面積	所要面積	名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積
		土地造成				300㎡							㎡
		建築物	居宅	1	130.52㎡								㎡
小計			1	130.52㎡								㎡	
工作物													
小計													
計		1	130.52㎡	300㎡							㎡	㎡	
4 権利を設定・移転しようとする契約の内容	権利の種類、設定・移転の別	権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		その他							
	賃借権・使用貸借による権利の設定・所有権の移転	許可後		年間 永久									
5 資金調達についての計画	土地取得費	3,000,000 円	工事費	20,000,000 円	土地造成費	1,500,000 円	計	24,500,000 円					
	自己資金	4,500,000 円	借入金	20,000,000 円			計	24,500,000 円					
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害の防除施設の概要	例) 隣地境界にはL字擁壁を設置するため、土砂の流出や崩壊の恐れはない、農業用水路の分断はない、農道への影響はない、農地の分断・蚕食はない など 周辺の農地に係る営農条件等への影響はない。 もし、問題が生じた場合は、責任をもって速やかに解決する。												
7 その他の参考となるべき事項	例) 排水については公共下水道に接続、排水については土地改良区の放出許可書添付 など												

「用途」の例
農家住宅用地、建売住宅用地、店舗用地、
駐車場用地、太陽光発電施設用地 等

工事期間は必ず記入すること

記 載 等 注 意

- 1 法人である場合は、「氏名」欄にその名称および代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載してください。
- 2 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」、及び「譲受人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請できるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 3 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別、採草放牧地にあつては主な草名または家畜の種類を記載してください。
- 4 「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあつては採草量又は家畜の頭数を記載してください。
- 5 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6箇月単位で区分して記載ください。
- 6 譲渡人が後継者に経営移譲して「経営移譲年金（農業者年金）」を受給している方で、農地を農地以外にする場合は、事前に農業者年金担当までご相談下さい。（諸条件をクリアすれば経営移譲年金は支給停止になりませんが農業者年金基金に届出が必要となります。）